

# 京都駅八条口一般車乗降場における利用状況調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

京都駅八条口一般車乗降場における利用状況調査業務

## 2 業務概要

本業務は、八条通の円滑な交通の確保を目的とした今後の対策を検討する基礎データを得るために、京都駅八条口一般車乗降場（以下、「一般車乗降場」という。）を利用する車両の利用状況を調査し、利用状況の傾向を分析するもの。

## 3 委託期間

契約日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) 利用状況の調査

一般車乗降場は「駐停車禁止（人の乗降のための停車を除く）」の交通規制となっているが、一部の利用者が送迎待ち等のために駐停車を行っていることから、時期・時間帯によっては乗降場内及び八条通の混雑が生じている。そこで、八条通の円滑な交通の確保を図ることを目的とした対策の検討に当たり、現在の利用状況の実態を把握するために、以下の調査を行うこと。

#### ア 調査日時（※）

令和8年8月17日（月）及び8月22日（土）（閑散期2日間）

令和8年11月20日（金）及び11月22日（日）（秋の観光シーズン2日間）

各日午前8時から午後10時まで（14時間）

（※）調査日について、より効果的な提案がある場合、本市と協議のうえ調整を行うものとする。

#### イ 調査場所

一般車乗降場内（資料1参照）

#### ウ 調査内容

一般車乗降場を利用する車両について、以下の項目を調査する（資料2参照）

- ① 利用台数
- ② 各車両の入場時間及び退場時間
- ③ 送迎の区分
- ④ ナンバープレートに記載の地域名の区分

### (2) 調査結果の分析

上記(1)の調査データを踏まえ、以下の観点を中心に、一般車乗降場の利用状況の傾向（利用台数、停車時間、送迎の区分、地域別割合等）を分析し、グラフ等を活用しながら、分かりやすく調査報告書としてまとめること。

#### ア 日時による傾向

平日・休日、時間帯（1時間単位）による違いの分析

## イ 地域による傾向

ナンバープレートに記載の地域が、京都と京都以外の違い、近畿地域の都道府県ごとの違いや、近畿地域とそれ以外の地域による違い等の分析

## ウ 誘導・啓発員の配置の人数による傾向

一般車乗降場には、毎日午前8時から午後11時30分まで（※）、一般車乗降場を利用する車両に対して誘導・啓発等を実施する係員が配置されているため、配置される係員の人数による違いの分析。

※（参考）係員の配置時間は以下のとおり

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	
閑散期									係員A									
									係員B									
繁忙期									係員A									
									係員B									
										係員C								

### (3) 業務完了報告書の提出

本業務完了後、速やかに次の成果品を提出すること。

- ア 業務完了報告書 1部
- イ 上記(2)で作成した調査報告書 PDFデータ
- ウ その他、本市が指示するもの

## 5 その他

### (1) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

### (2) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

### (3) 損害賠償

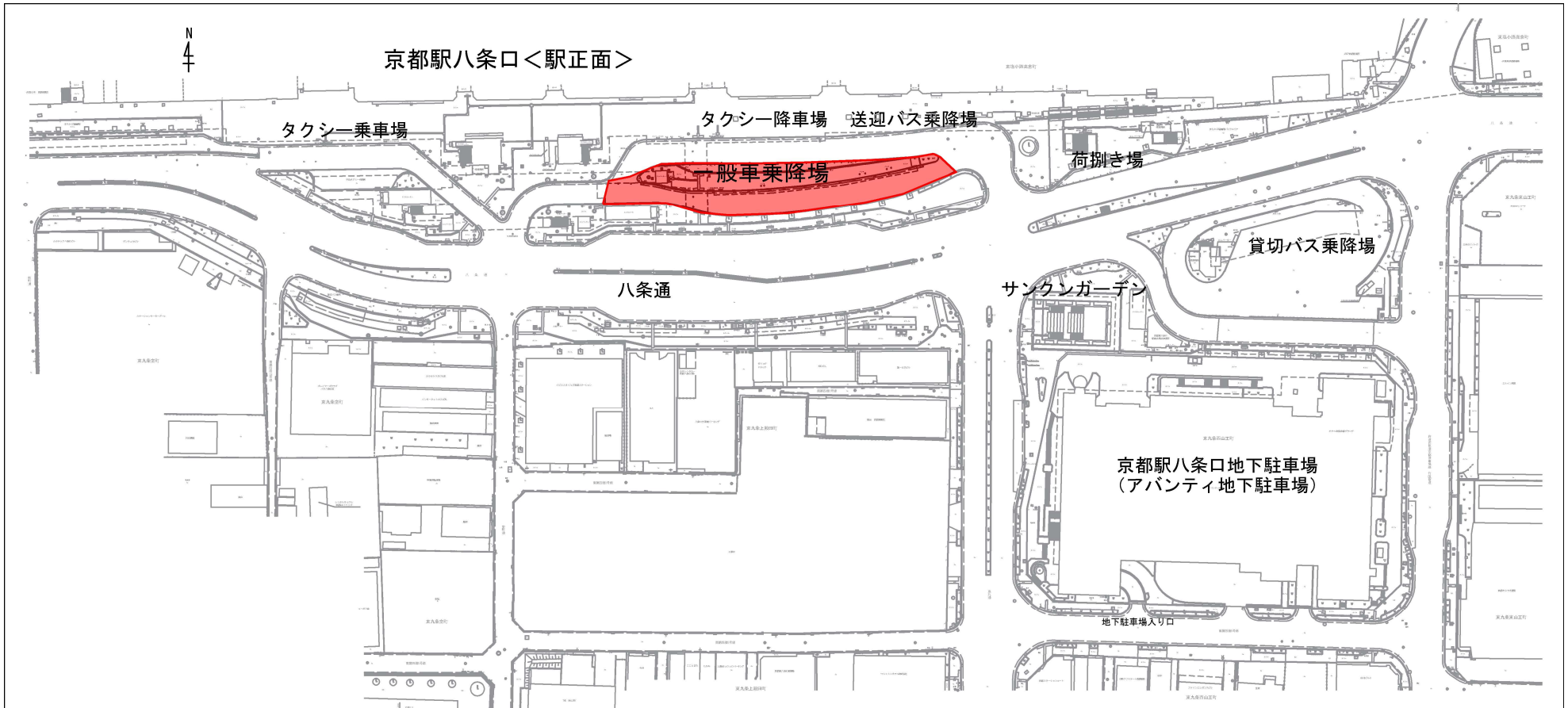
本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

### (4) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りでない。

### (5) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により、その解決を図るものとする。



 : 本業務履行範囲

## 調査内容詳細

本業務における調査項目の詳細は以下のとおり。

### 1 利用台数

一般車乗降場を利用する車両の台数を計測。

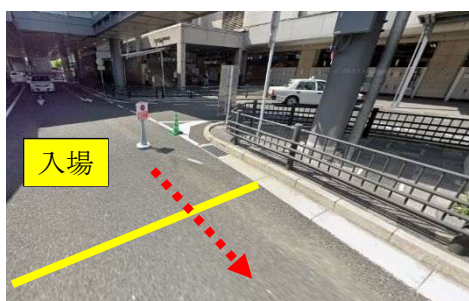
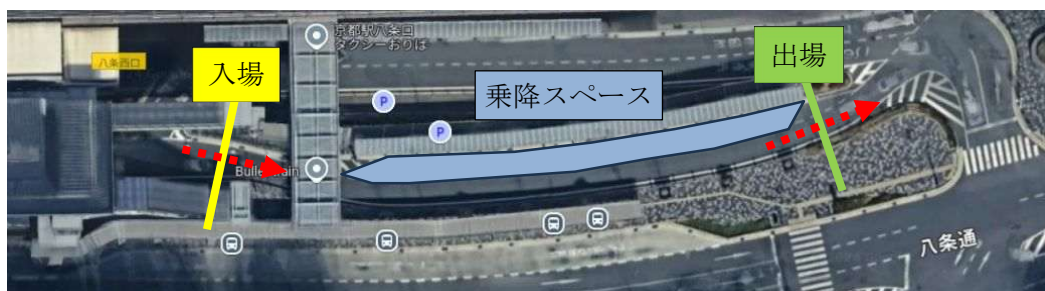
### 2 各車両の入場時間及び停車時間

一般車乗降場に入場した時間の記録及び当該車両が出場するまでに停車していた時間を計測。

具体的には、入場する車両が下図の黄色線を超えた時間を「入場時刻」(※1)、緑色線を超えた時刻を「出場時刻」(※2)とし、その差から各車両の乗降場内(以下「場内」という。)での停車時間を算出する。

※1 場内の混雑により黄色線を超えた場合にあっても、乗降スペースに移動できずに待機している車両があれば、混雑が解消し、実際に乗降スペースまで移動できた時刻を「入場時刻」とする。また、場内の混雑により入場できていないが、乗降場の手前(西側)の道路上で乗降を開始した車両があれば、その乗降を開始した時刻を「入場時刻」とする。

※2 乗降後、出場しようとした場合にあつて、東側の信号待ち列が発生し、実際には出場できないケースがある。その場合は、緑の線を超えた時刻ではなく、乗降スペースから出発しようとした時刻(ウィンカーを出して、右車線に入ろうとした時刻)を「出場時刻」とする。



### 3 送迎の区分

一般車乗降場の利用は、京都駅へ同乗者を送り届けるための利用(送り利用)と、京都駅まで鉄道等で来た者を迎えに行くための利用(迎え利用)の2種に区分される。各車両の利用がどちらの区分の利用であるかを調査

- 4 ナンバープレートに記載の地域名の区分  
対象車両のナンバープレート上部に記載の地名を記録

(上記1～4のデータ集計 イメージ図)

車両情報		入場時間	出場時間	停車時間	送迎区分
ナンバー	地域名				
1 2 3 4	京都	10:11	10:11	0:00	送り
2 3 4 5	大阪	10:12	10:13	0:01	迎え
3 4 5 6	堺	10:14	10:25	0:11	迎え
4 5 6 7	滋賀	10:15	10:20	0:05	迎え